

令和5年度春日井市地域防災計画の修正の要旨（案）

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

2 地震災害対策計画及び風水害等対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

ア 緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正

（地震新旧 P16, 17）

気象庁における緊急地震速報の発表基準が変更され、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報（警報）が発表されることとなったことに伴う修正（参考 長周期地震動について）



出典：気象庁 リーフレット「知ってる？長周期地震動のこと」

イ 水防法の改正による浸水想定区域の指定に係る指定対象河川の拡大に伴う修正

（風水害等新旧 P6）

水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川について、洪水予報河川又は水位周知河川に加え、中小河川等も指定対象として追加されたことに伴う修正

ウ 顕著な大雨に関する気象情報の運用開始に伴う修正

(風水害等新旧 P26)

気象庁による顕著な大雨に関する情報の運用開始に伴い、予測情報を始めとした線状降水帯に関する情報の提供を開始したことに伴う修正

(2) 当市の防災体制の見直し内容を反映するもの

防災体制の整理に伴う修正

(地震新旧 P 9、10、30～33、風水害等新旧 9～11、P35～38)

組織改正や情報管理部報道班の新設等による本市防災体制の見直しに伴う修正

3 その他

本計画の関連する情報である様式・資料集の記載方法の見直しに伴う修正